

千葉市公告第178号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第76条の3第4項において準用する同法第73条第1項の規定により次のとおり建築協定を認可しましたので、同条第2項の規定により公告します。

その関係図書は、都市局建築部建築指導課に備えて縦覧に供します。

令和3年3月11日

千葉市長職務代理者

千葉市副市長 鈴木 達也

1 申請者

住所 千葉市中央区弁天2-20-20

氏名 株式会社 拓匠開発 代表取締役 工藤 英之

2 区域の地名地番

千葉市若葉区小倉町845-1、845-2、845-3

3 建築協定名称

若葉区小倉町住宅地区建築協定

4 認可日

令和3年3月11日

5 有効期限

令和3年3月11日から10年間

（若葉区小倉町住宅地区建築協定第15条により建築協定廃止の手続きがなされない限り自動更新とする）